

**学校法人 中村学園
中村学園大学・中村学園大学短期大学部
ガバナンス・コード**

第 2.0 版

令和 7 年 4 月 1 日

目 次

はじめに ガバナンス・コードの改定にあたって	3
基本的な考え方	3
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	4
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	
実施項目 1－1① 建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	
実施項目 1－1② 「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	
実施項目 1－1③ 教学組織の権限と役割の明確化	
実施項目 1－1④ 教職協働体制の確保	
実施項目 1－1⑤ 教職員の資質向上に係る取組の基本方針・年次計画の策定及び推進	
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	
実施項目 1－2① 中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	
実施項目 1－2② 計画実現のための進捗管理	
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	7
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	
実施項目 2－1① 社会の要請に応える人材の育成	
実施項目 2－1② 社会貢献・地域連携の推進	
原則 2－2 多様性への対応	
実施項目 2－2① 多様性を受容する体制の充実	
実施項目 2－2② 女性の役員等への積極的な登用への配慮	
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	8
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	
実施項目 3－1① 理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	
実施項目 3－1② 理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	
実施項目 3－1③ 理事への情報提供・研修機会の充実	
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	
実施項目 3－2① 監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	
実施項目 3－2② 監事、会計監査人及び監査部門等の連携	
実施項目 3－2③ 監事への情報提供・研修機会の充実	
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	
実施項目 3－3① 評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	
実施項目 3－3② 評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	

実施項目 3-3③ 評議員への情報提供・研修機会の充実

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4① 危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用

実施項目 3-4② 法令等遵守のための体制整備

基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）…………… 13

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1① 情報公開推進のための方針の策定

実施項目 4-1② ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫

■はじめに ガバナンス・コードの改定にあたって

私立大学が主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、より強固な経営基盤に支えられ、時代の変化に対応した大学づくりを進めることを目的として、日本私立大学協会が学校法人の運営の基本を示すため制定した「私立大学版ガバナンス・コード」〈第1版〉を規範にし、令和2年4月、学校法人中村学園および中村学園大学・中村学園大学短期大学部は、「ガバナンス・コード」を制定いたしました。

本学独自の自主行動基準としてのガバナンス・コードの制定以降、ガバナンス・コードの適合状況を定期的に点検し、その結果をホームページに掲載し、広く公開してきました。

一方、私立大学に対するガバナンス強化を求める社会的要請が高まり、私立学校法が改正されました。（令和5年4月26日可決・成立、同年5月8日公布、令和7年4月1日施行）

これを受け、日本私立大学協会により、私立大学のガバナンス強化に係る自主・自律的な取組を一層促進し、私立大学全体の経営の健全性の更なる向上・発展を目指すことを目的とした「日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード〈第2.0版〉」が策定されました。

本学においても、適切なガバナンスを確保しながら、時代の変化に対応しつつ、私立大学の役割を果たすため、ガバナンス・コードを改定し、これを新たな自主行動基準とすることで今後も安定的・継続的に学校法人を運営する環境整備に努めます。

■基本的な考え方

1. 構成について

「基本原則」、「原則」、「実施項目」の3層で構成します。

(1) 「基本原則」

建学の精神等の基本理念に基づき、遵守する教学・経営の運営上の基本を示したものです。遵守状況について自ら点検し、その結果を公開します。

(2) 「原則」

上記「基本原則」を遵守するために、実施する原則を示したものです。遵守状況について自ら点検し、その結果を公開します。

(3) 「実施項目」

上記「原則」を遵守するために取り組む項目を示したものです。取組状況について適宜公開します。

2. コンプライ・オア・エクスプレインについて

「基本原則」、「原則」及び「実施項目」について遵守状況を自主的に点検し、その結果をホームページに掲載することにより、広く社会へ公開します。

基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）

私立大学の存在意義は、建学の精神にあり、それに基づく個性豊かな教育・研究を行う機関として、自主性・自律性が尊重され発展してきました。また、社会の発展と安定に不可欠な人材育成に大きく寄与し、地域社会における知的基盤としての役割も果たしてきました。

中村学園に学ぶもの一人ひとりが、生き生きとした学園生活がおくれるような、また、学園に働くもの一人ひとりが誇りと生きがいのある日々をおくれるような、夢があり、魅力溢れる学園づくりに取り組みます。

この方針を基に、中村学園大学・中村学園大学短期大学部は、特色ある教育研究活動の質向上及び経営の健全性の維持・向上を図るため、寄附行為や建学の精神の基本理念に沿って教学・経営一体かつ自主・自律的な大学運営を進めることで私立大学としての使命を果たします。

原則 1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

建学の精神等の基本理念及び教育研究目的を、学生をはじめとする多様なステークホルダー（学生・保証人、同窓生、教職員等）に対して明確に示し理解を得るとともに、目的達成に向けた教学運営体制を確立し、教育研究活動を推進します。

実施項目 1-1① 建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示

建学の精神及び教育研究の目的をステークホルダーに対して明示します。

(1) 建学の精神

建学の精神は次のとおりです。

一 人間教育の根幹

日本人としての自覚をもち「清節の風をたつとび、感恩の情にとみ、労作にいそしむ」人格の形成に努める。

二 教育実践の基底

「形は心の現れである」を信条とし、その実践に努める。

三 教育研究の基本

理論と実際の統合を図り、学問と生活の融合を重んじ教育と研究に努める。

(2) 教育研究目的

本学の建学の精神に基づく、教育研究目的は次のとおりです。

① 大学の教育研究目的

ア 中村学園大学は、教育基本法及び学校教育法に則るとともに建学の精神に基づき、理論と実際の統合を図り、学問と生活の融合を重んじ教育と研究に努め、社会の発展及び文化の向上に貢献し得る有為の人材を養成することを目的とし、教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する。

イ 中村学園大学大学院は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に則るとともに建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめるとともに、広い視野に立って、その精深な学識を授け、高度の専門的能力を有する人材を育成し、もって文化の向上並びに人間の福祉に寄与することを目的とする。

ウ 中村学園大学短期大学部は、教育基本法及び学校教育法に則るとともに建学の精神の趣旨に基づき、教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する。

② 学部学科・研究科の教育研究目的

中村学園大学

ア 栄養科学部栄養科学科は、高度な栄養科学の知識・技術・意欲を基に、総合的な栄養管理能力を有し、栄養科学の分野で活躍できる人間性豊かで広い視野をもった、専門性の高い実践力のある管理栄養士の養成を目的とする。

イ 栄養科学部フード・マネジメント学科は、栄養科学の知識・技術及びグローバルな視点を持って考える態度を基盤とし、健康増進に寄与する食品の研究・開発・製造のための知見に加えて、食科学を国内外へのビジネスへつなげる知見を併せもつことで、高付加価値な食産業を創出できる人材の養成を目的とする。

ウ 教育学部は、子どもたちの健全な心身の発達を担う教師・保育者としての十分な学力と実践力を備え、学校や福祉施設など、社会の様々な分野で指導者・教育者として熱意と使命感をもって活躍できる人材の育成を目的とする。

エ 流通科学部は、流通業、マーケティング、ロジスティクス関連の知識及び企業経営を中核にした教育を、理論と実践を通じて行うことにより、流通業、一般企業のマーケティング、ロジスティクス等の流通関連分野で、確固たる知識・能力に基づいて状況の変化に柔軟に対応できる、広く社会において指導的活躍が期待される人材を育成することを目的とする。

オ 栄養科学研究科は、わが国の人をとりまく環境、生活様式、価値観などの変化に対応して先端的、かつ国際的レベルでの栄養科学の教育研究を行い、実践を重んじ、専門的知識と技術を備えた栄養科学領域の研究者、指導者並びに実践者を養成し、広く国民の健康増進に貢献することを目標とする。

カ 流通科学研究科は、研究指導を中心としながらも、大学院修士課程に対する社会的要請並びに専門家育成に対する流通分野の産業界からの要望に応じて、次代を担う流通科学のプロフェッショナルを育成することを目標とする。

キ 教育学研究科は、人間形成の土台となる幼児・児童期の発達に関わる研究を行い、保育学・初等教育学に関して高度な専門性を有する研究者・教育実践者の育成を目標とする。

中村学園大学短期大学部

ア 食物栄養学科は、健康の保持、国民の体位向上のもととなる食物及び栄養に関する専門的な教育研究を行い、食物及び栄養に関する知識・技能を持ち、豊かな教養と人間性を備えた社会人・職業人を育成することを目的とする。

イ キャリア開発学科は、自己の価値を形成し、社会で生かすためのキャリア形成に絶えず努め、職場・家庭・地域社会において貢献し得る、人間性豊かな人材を育成することを目的とする。

ウ 幼児保育学科は、人間形成の基盤となる乳幼児期の保育・教育に関する専門的知識・技能を教授研究し、生活文化の向上と社会の福祉に貢献し得る、情操豊かで高い教養を備えた実践的人物を育成することを目的とする。

実施項目 1-1② 「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化

学生等に対して入学から卒業に至るまでの学びの道筋を明確に示すため、学部学科・研究科ごとの3つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）

を発信し、共有します。

また、自己点検・評価を実施し広く社会に公開するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に努めます。

実施項目 1-1③ 教学組織の権限と役割の明確化

学長や教授会等の各機関が実質的に機能し、その役割を果たすことができるよう、それぞれが果たす権限や役割を明確にします。

(1) 学長の責務

- ① 学長は、中村学園大学学則第 1 条及び中村学園大学短期大学部学則第 1 条に掲げる大学の目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。
- ② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。
- ③ 所属教職員が、中期総合計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

(2) 学長の補佐体制（学長補佐・学部長の役割）

- ① 大学に学長補佐を置くことができるようにしており、学校法人中村学園管理運営規則において「学長補佐は大学長及び短期大学部学長の命を受け、その校務を補佐する。」としています。
- ② 学部長の役割については、学校法人中村学園管理運営規則において「学部長は、その学部の専属事項について、大学長を補佐する。」「短期大学部長は、短期大学部の専属事項について、短期大学部学長を補佐する。」としています。

(3) 教授会の役割

- ① 大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については学則及び教授会運営細則に定めています。ただし、学校教育法第 93 条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

実施項目 1-1④ 教職協働体制の確保

実効性ある中期総合計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教職員が達成目標や具体的な行動指針を共有し、教員と事務職員等は教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、組織的かつ効率的な教育研究活動に努めます。

実施項目 1-1⑤ 教職員の資質向上に係る取組の基本方針・年次計画の策定及び推進

教職員の資質向上に向けた基本方針・年次計画を策定し、計画に基づき研修を実施します。

(1) ファカルティ・ディベロップメント：FD

- ① 3つの方針の実質化と教育の質保証の取組を推進するため、教員個々の教育・研究活動に係る PDCA を実施します。
- ② 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、FD 推進組織を整備し、年次計画に基づき取組を推進します。

(2) スタッフ・ディベロップメント：SD

- ① 全ての教員・事務職員等は、その専門性と資質の向上のための取組を推進します。

- ② SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組を推進します。
- ③ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

原則 1 - 2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

予測困難な時代において常に先見の明をもち、人のため、社会のため、地球のために努力を重ね、チャレンジできる本物の人材を育みます。実効性のある中期総合計画を策定し、進捗管理により教育研究の質の向上及び組織運営の強化を図ります。中村学園は学園創立 100 周年を見据え、新しい価値を社会に提供していくことを念頭に改革を進めます。

実施項目 1 - 2 ① 中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定

中期総合計画の策定にあたり、策定主体、計画期間、意見反映の方法をあらかじめ明確にし、内容については適法性や倫理性を考慮するとともに、データやエビデンスに基づく具体的な内容を盛り込みます。

実施項目 1 - 2 ② 計画実現のための進捗管理

中期総合計画実現のための進捗管理体制を確立し、進捗状況及び実施結果を法人内外に公開するとともに、必要に応じて計画の修正を行います。

- (1) 中期総合計画の進捗状況、財務状況については、理事会及び評議員会で進捗状況を管理把握し、適正な法人運営・大学運営に努めます。
- (2) 財政的な裏付けのある中期総合計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。
- (3) 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。
- (4) 経営陣と教職員が中期総合計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して提案を受けるなど法人全体の取組を徹底します。

基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）

建学の精神に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、高い公共性のもとで、社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダーはもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と社会性を担保します。

また、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に有為な人材を育成することで、社会や地域に貢献し社会課題の解決に努めます。

原則 2 - 1 教育研究活動の成果の社会への還元

社会ニーズに対応しつつ、特色ある教育研究活動や地域課題の解決に資する教育研究等に学園全体で取り組み、そこから得られた多様な成果を社会に還元することで、学園の発展と持続可能な社会づくりに努めます。

実施項目 2 - 1 ① 社会の要請に応える人材の育成

建学の精神に基づく人材育成とともに、社会や地域の要請に応じた学びの機会を提供します。

- (1) 多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を提供します。
- (2) デジタル等の新しい技術を取り入れた教育プログラムを開発し、リカレント教育を含むむりスキリングの機会を拡充します。

実施項目 2-1② 社会貢献・地域連携の推進

社会課題への対応、産学官連携による地域課題の解決に向けた取組等を通じて、時代や社会の変化に対応しながら「知の拠点」としての役割を果たします。

- (1) 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。
- (2) 産官学の組織的連携を強化し、産学、官学等の結節点として機能します。
- (3) 大規模災害への対応として、地域社会と減災活動に取り組みます。
- (4) 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

原則 2-2 多様性への対応

D&I（多様な価値観や文化を理解・受容）の理念をもち、グローバルかつローカルに活躍することのできる素養を身につけながら、地域社会に根差した課題解決を図り、アントレプレナーシップを含む新たな価値を生み出していく精神を備えた人材の育成を目指します。

実施項目 2-2① 多様性を受容する体制の充実

多様な背景を持つ学生・教職員を受容する学内環境・体制の整備充実に努めます。

- (1) D&I の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。
- (2) 地域や国籍等の枠を超えて、多様性を理解・受容する環境を整えるために、留学生の受入れ体制の再構築や海外研修等における教育の質向上を図ります。
- (3) 性別のみならず、一人ひとりの認知特性や興味関心、価値観の多様性を前提に、それを理解・受容できるような教育課程を構築します。
- (4) 年齢、障がいの有無、キャリアや職種、働き方といった多様性を受容し協働する組織づくりを推進します。

実施項目 2-2② 女性の役員等への積極的な登用への配慮

中村学園は、創立者である学園祖中村ハル先生の考えに主眼を置き、性別によらない人材の採用・育成を行います。役員、評議員、管理職等についても、適材適所かつ女性の積極的な登用にも配慮します。

基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）

中村学園大学・中村学園大学短期大学部は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会的責任を負っています。持続的な私立大学の価値向上を実現するため、ガバナンスに関する基本的な考え方や対応方針等を明確にすることにより、実効性の高いガバナンス体制を構築し、経営の安定性と継続性を確保します。

原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

理事会における学校法人の業務に関する意思決定の機動性及び理事の業務執行に関する監督機能の適正性を確保する観点から、理事会の構成・運営方針等を明確にします。

実施項目 3-1① 理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保

理事の責務を踏まえた人材確保の方針を明確にするとともに選任過程の透明性を確保します。

- (1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）について

- ① 理事は、私立学校を経営するために必要な知識または経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより、理事選任機関が選任します。
- ② 理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴きます。
- ③ 理事は監事・評議員を兼ねることができません。
- ④ 理事長は、学校法人中村学園（以下、「この法人」という。）を代表し、その業務を総理します。また、理事のうちから理事会が選任します。
- ⑤ 収益事業を行う理事として、事業理事を置きます。
- ⑥ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。
- ⑦ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、この法人のため忠実にその職務を行います。
- ⑧ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ⑨ 理事は、この法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。
- ⑩ この法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

（２）学内理事の役割

- ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
- ② 教職員である理事は、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

（３）外部理事の役割

- ① 私立学校法に規定する複数名の外部理事を選任します。
- ② 外部理事は、この法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。
- ③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

実施項目 3-1 ② 理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立

理事会の役割及び理事の責務を明確にするとともに評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保します。

理事会の役割等

（１）意思決定の議決機関としての役割

理事会は、この法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。

（２）理事会の議決事項の明確化等

- ① 理事会において議決するこの法人における重要事項を寄附行為等に明示します。
- ② 理事会において議決された事項は、議事録に記録・保管します。
- ③ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

（３）理事及び大学運営責任者の業務執行の監督

- ① 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、学長補佐及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務

等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

② 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

(4) 学長への権限委任

① 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任します。

② 学長が学長補佐を置くなど、職務を分担させその校務を補佐する体制としています。

③ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

(5) 実効性のある開催

① 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全ての理事（外部理事を含む）で共有します。

② 審議に必要な時間を十分に確保します。

(6) 役員（理事・監事）は、(ア)その任務を怠り、この法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意または重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

(7) 役員（理事・監事）がこの法人または第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。

(8) 役員（理事・監事）のこの法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。

(9) 理事会の議事について特別利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

実施項目 3-1 ③ 理事への情報提供・研修機会の充実

全ての理事に対し、学校法人の適正な運営にあたり必要とされる識見に係る十分な情報提供・研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

この法人の管理運営の適正性を確保するうえで、監事及び会計監査人の独立性を高め、組織の重層的チェック体制を構築し、監査機能を強化するとともに、監事機能を実質化します。

実施項目 3-2 ① 監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保

監事及び会計監査人の独立性を確保する観点を重視し、選任基準を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保します。

(1) 監事の選任

① 監事は学校運営その他の学校法人の業務または財務管理について識見を有する者のうちから、評議員会の決議によって選任します。

② 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

(2) 会計監査人の選任

会計監査人は、評議員会の決議によって選任します。

実施項目 3-2 ② 監事、会計監査人及び監査部門等の連携

監査の基準・計画を策定するとともに、監事、会計監査人及び監査部門等の連携体制を確立し、

監査計画・結果等について、情報共有・意見交換を行います。

(1) 監事監査基準

- ① 監査機能の強化のため、必要に応じて学校法人中村学園監事監査規程（以下、「監査規程」）を見直します。
- ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
- ③ 監事は、監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公開します。

(2) 監事の責務（役割・職務範囲）について

- ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監査規程等に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。
- ③ 監事は、この法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ④ 監事は、この法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、または理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
- ⑤ 監事は、理事の行為によりこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

(3) 会計監査人の責務（役割・職務範囲）について

- ① 会計監査人は、会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出します。
- ② 会計監査人は、理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができます。
- ③ 会計監査人は、この法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、またはこの法人もしくはその子法人の業務及び財産の状況を調査することができます。

実施項目 3-2③ 監事への情報提供・研修機会の充実

監事が十分な監査ができるように、監事業務を支援するための情報提供・研修機会の確保・充実に努めます。

(1) 監事業務を支援するための体制整備

- ① 監事及び会計監査人による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実に図ります。
- ② 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
- ③ 監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。
- ④ その他、監事及び会計監査人の業務を支援するための体制整備に努めます。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

諮問機関としての評議員会機能の実質化及び監督機能の強化を図り、学校法人運営の機動性及び安定性を確保する観点から、評議員会の構成・運営方針等を明確にします。

実施項目 3-3① 評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保

学校法人設立の経緯や建学の精神との調和にも配慮し、評議員の属性に応じた評議員会構成上の上限割合の考え方を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保します。

評議員の選任

- (1) 評議員の人数は、理事人数を超える十分な人数を選任します。
- (2) 評議員となる者は、次に掲げる者としています。
 - ① この法人の職員のうちから、評議員会において選任された者 7人以上8人以内
 - ② この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、評議員会において選任された者 3人以上4人以内
 - ③ この法人の設置する学校の在学生の父母または保護者のうちから、評議員会において選任された者 3人以上4人以内
 - ④ 学識経験者のうちから、評議員会において選任された者 4人以上5人以内
 - ⑤ 建学の精神の他、学園の掲げる理念を理解し継承できる者のうちから、理事会において選任された者 3人以上4人以内
- (3) この法人の業務もしくは財産状況または役員の業務執行について、意見を述べもしくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。
- (4) 年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して選任します。

実施項目3-3② 評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立

評議員会の招集や議決事項、評議員の責務を明確にするとともに、理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保します。

- (1) 評議員会の決議機関としての役割
 - ① 寄附行為の変更
 - ② 私立学校法に定める事由による解散
 - ③ この法人の合併
- (2) 評議員会の諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わるできません。

 - ① 重要な資産の処分または譲り受け
 - ② 多額の借財
 - ③ 予算および事業計画ならびに事業に関する中期的な計画の作成または変更
 - ④ 役員や評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当）の支給の基準
 - ⑤ この法人が行う収益事業に関する重要事項
 - ⑥ 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
 - ⑦ 寄附金品の募集に関する事項
 - ⑧ 中村学園長の選任
 - ⑨ この法人の設置する学校の長の選任
 - ⑩ 中村学園事業部事業執行責任者の選任
- (3) 評議員から意見を引き出すため、議事運営方法の改善に努めます。
- (4) 評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができます。

実施項目3-3③ 評議員への情報提供・研修機会の充実

学校法人の適正な運営に必要とされる識見を習得できるように、新任・外部を含む評議員に対

する情報提供・研修機会の確保・充実に努めます。

- (1) 評議員に対し、審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。
- (2) 評議員に必要な情報を提供し、その内容の充実に努めます。

原則 3-4 危機管理体制の確立

リスクマネジメント体制を整備し、不適切な事案の発生、自然災害、事故、事件等不測の事態を未然に防ぐとともに、被害を最小限に留めるため、柔軟に対応できる体制を構築します。

実施項目 3-4① 危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用

事象に応じた危機管理マニュアルを整備するとともに、必要に応じて運用体制を見直し、有効な危機管理体制を拡充させ、それを学内において広く浸透させます。

- (1) 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組みます。
 - ① 大規模災害
 - ② 不祥事（事件、ハラスメント、教育研究活動における不正）
 - ③ サイバーセキュリティ
- (2) 災害防止、不祥事防止対策に取り組みます。
 - ① 学生等の安全安心対策
 - ② 防災・減災対策
 - ③ ハラスメント防止対策
 - ④ その他のリスク防止対策
- (3) 事業継続計画の策定に取り組みます。

実施項目 3-4② 法令等遵守のための体制整備

法令、寄附行為、その他諸規程を遵守するよう組織的に取り組むとともに、違反またはそのおそれがある行為に関する内部通報窓口の設置など、内部通報体制を整備します。

- (1) 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組みます。
- (2) 法令等に違反する行為またはそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、教学運営・法人経営の透明性を高め、幅広いステークホルダーから信頼を得られるよう、法律上公開が定められている情報に限らず積極的かつ継続的に公開します。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

広く社会からの理解・信頼を得られるよう、教育研究活動に係る情報や、経営に係る情報を積極的かつ継続的に公開します。

実施項目 4-1① 情報公開推進のための方針の策定

- (1) 私立大学の社会的責任
 - ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性

の確保を図るよう努めます。

② 学生を最優先に考え、他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。

③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、その対応を実施します。

④ これらについて、適切な方法により、情報公開を行います。

(2) 認証評価及び自己点検・評価

① 認証評価

文部科学大臣が認証する機関の評価を受審し、その結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革を実施します。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に関する情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

(3) 法令上の情報公開

学校教育法施行規則、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定もしくは共通化されています。公開する情報は主体的に情報発信します。

① 教育・研究に資する情報公開

ア 大学の教育研究上の目的

イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

オ 教育研究上の基本組織

カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績

キ 入学者数、収容定員、在学学生数、卒業または修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況

ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画

ケ 学修成果に係る評価及び卒業または修了認定に当たっての基準

コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境

サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用

シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援

ス 学生が修得すべき知識及び能力

② 学校法人に関する情報公開

ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書

イ 寄附行為

ウ 監事の監査報告書

エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）

オ 役員報酬に関する基準

カ 事業報告書

1) 法人の概要

- ・学校法人としての住所・連絡先
- ・理事・監事・評議員の氏名
- ・理事・監事の略歴（所属機関や職業等）

2) 事業の概要

- ・主な事業の目的・計画及びその進捗状況

3) 財務の概要

- ・収支及び財産（財産目録、貸借対照表、収支計算書）の状況（経年比較等を活用）

(4) 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報も、自らの判断により公開します。

実施項目 4-1② ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫

用語解説や分かりやすい説明を付すなど、説明方法を常に工夫し、幅広いステークホルダーの理解促進に努めます。

- (1) 公開方法は、インターネットを使った Web 公開に加え、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、学生便覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。
- (2) 公開にあたっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も工夫します。